

■ 4条1項11号

不服 2018-5247

<本願商標>

「快音くん」(標準文字)

第10類「耳栓型の助聴器, 補聴器」

※原審及び審判請求時に補正あり

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「快温くん」(標準文字)

第10類「温熱治療用具, その他の医療用機械器具, 避妊用具, 人工鼓膜用材料, 補綴充てん用材料(歯科用のものを除く。), 耳栓, しびん, 病人用便器, 耳かき」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、「快音くん」の文字からなるところ、その構成中、「快音」の文字は、「胸のすくようなさわやかな音」の意味を有する語であり、また、「くん」の文字は、「同輩や目下の人の姓名に付けて、親しみや軽い敬意を表す語」の意味を有する「君」の語の読みを平仮名で表したものであって、「君」の語と同様に、前にある語と一体となって造語を形成し、事物を擬人化して愛称的という場合にも使用される語といえるものであるから、本願商標は、全体として、「快音(胸のすくようなさわやかな音)を出す人」程の意味合いを有する擬人化を図った一種の愛称を表したものとして理解されるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「カイオンクン」の称呼を生じ、愛称としての「快音くん(快音を出す人)」程の意味合いを想起させるものといえる。

(2) 引用商標

引用商標は、「快温くん」の文字からなるところ、前半の「快温」の文字は、辞書に記載された成語であるとは認められないものの、「快」及び「温」の文字は、それぞれ「快いこと」及び「温かさ」等の意味を有する語としていずれもよく知られているものであり、また、後半の「くん」の文字は、「同輩や目下の人の姓名に付けて、親しみや軽い敬意を表す語」の意味を有する「君」の語の読みを平仮名で表したものであって、「君」の語と同様に、前

にある語と一体となって造語を形成し、事物を擬人化して愛称的になる場合にも使用される語といえるものであるから、本願商標は、全体として、「快い温かさにする人」程の意味合いを有する擬人化を図った一種の愛称を表したものとして理解されるとみるのが相当である。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「カイオンクン」の称呼を生じ、愛称としての「快温くん（快い温かさにする人）」程の意味合いを想起させるものといえる。

(3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標の類否について検討すると、外観においては、本願商標は、上記(1)のとおり、「快音」及び「くん」の2つの語からなると理解されるものであるのに対し、引用商標は、上記(2)のとおり、「快」、「温」及び「くん」の3つの語からなると理解されるものであるから、両者は、異なる構成からなるものというのが相当であり、外観上、判然と区別し得るものといえる。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標とは、共に「カイオンクン」の称呼を生じるものであるから、称呼上、同一である。

そして、観念においては、本願商標と引用商標とは、ともに造語として理解されるものではあるものの、本願商標は、愛称としての「快音くん（快音を出す人）」程の意味合いを想起させるものであるのに対し、引用商標は、愛称としての「快温くん（快い温かさにする人）」程の意味合いを想起させるものであるから、両者は、観念上、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、共通の称呼を生じるとしても、外観においては、判然と区別し得るものであり、観念においても相紛れるおそれはないものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、両商標は非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

「〇〇〇くん」や「〇〇〇ちゃん」といったキャラクターネームのような商標が、愛称部分を除いた「〇〇〇」商標との間で類似性が問題になるケースは比較的好く見かけますが、本事件では「快音くん」と「快温くん」という、愛称部分まで含めて称呼が同一となる商標の類否が争われた珍しいケースだと言えます。

審決では、両商標は「共通の称呼を生じるとしても、外観においては、判然と区別し得るものであり、観念においても相紛れるおそれはないものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標」であると、判断されました。

本願商標の指定商品が「耳栓型の助聴器，補聴器」であることを考慮すると、需要者には高齢者も少なくはないことが考えられますから、はたして時と場所を異にして「快音くん」と「快温くん」を視覚的に明瞭に判別できるかは疑問です。引用商標の指定商品には「耳栓」も含まれていますから、一見するとまったく同じ商品について両商標が使用される可能性も考えられるわけです。

また、そもそも両商標から、『愛称としての「快音くん（快音を出す人）」程の意味合い』とか、『愛称としての「快温くん（快い温かさにする人）」程の意味合い』が出るのか、そして、これらははたして「観念」と言えるのかという点も疑問です。

全体的に、「初めに結論ありき」での理由付けという印象があり、結論には釈然としないものもありますが、実際のところ「快温くん」は「カイロ」の商標として主に使われているようですので、当業界の市場において大きな混乱はなさそうです。

(弁理士 永露祥生)

< 2018年11月21日 >